

環境基本条例（概要版）

■ どうして環境基本条例が必要なのか？

由布市は、豊かな環境に恵まれています。不法投棄、野生動植物の減少など、さまざまな環境問題も発生しています。これらの問題に効果的に対応するためには、どのような施策を行っていくか、市全体としての方向性を示し、計画的に進めていく必要があります。

環境基本条例には、この市全体の方向性が書かれています。

■ 条例の内容はどんなもの？

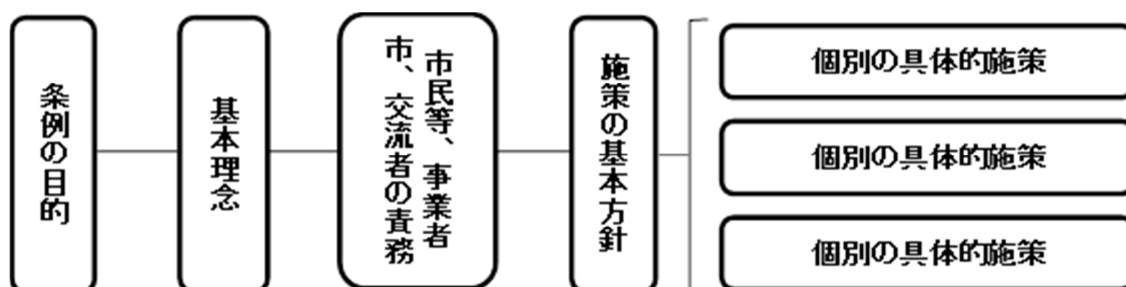
市民等、事業者、市、交流者（観光、商用、保養等で訪れる人）が環境について果たすべき責務、環境の保全と創造を行なうにあたっての基本理念、基本方針、具体的施策などが書かれています。

構成は、下の図のようになっています。

※詳細については、次のページ以降をご覧ください。



《環境基本条例の構造》



■ 条例ができるとどうなるのか？

環境基本条例は、環境に関する方向性のみを定めたもので、罰則等はありません。

条例が施行されたあとは、条例に書かれた方向性に基づいて、どのように施策を進めていくのかを定めた行動計画（これを『環境基本計画』といいます）を作ります。

また、必要に応じて、環境に関する規制等を行なうための個別の条例の制定を行いません。

条例の内容

【前文】

前文には、条例を制定するにあたっての思いが書かれています。先人たちのたゆまぬ努力によって支えられてきた暮らしを、未来の子どもたちに引き継ぐべく、市民等、事業者、市、交流者が環境問題に対し責任をもって対応していくことが大切です。

【第1章 総則】

第1章には、①『条例の目的』、②『用語の定義』、③『基本理念』、④『市民等・事業者・市・交流者の責務』が書かれています。

①『条例の目的』、②『基本理念』には、誰もが環境と関わって生活・事業等を行なっている環境の構成員であることや、自らの風土に誇りを持って、豊かで美しい環境を実現し、将来の世代へ継承していくことが重要であることなどが書かれています。

③『用語の定義』では、市民等（市民、市内で働く人、学ぶ人など）や交流者（観光、保養、商用等で市内を訪れる人）の定義のほか、風土（地域をかたち作る自然、地形、気候、産業、歴史、文化、人の営み等の総称）について定義しています。環境に対する取り組みは、全国画一の手法だけでなく、地域独自の手法も重要です。地域の独自性を把握するため、地域風土への理解を深めることが不可欠になります。

④『責務』の項目では、市民等・事業者・市・交流者が、環境に対する取り組みを、それぞれの立場に応じて行なわなければならないことが書かれています。

【第2章 環境の保全及び創造に関する施策】

第2章は、①『基本方針（環境施策についての基本的な方向性を示すもの）』、②『基本計画（環境施策の具体的な行動計画）』、③『基本施策（個別の具体的施策）』について書かれています。

①『基本方針』の内容

- i 人の健康や地域の風土・環境が損なわれないかたちで、環境が保全されるよう、大気、水、土壌などが良好な状態に保たれること
- ii 山、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が保全されるよう水、森林の保全や生物多様性の確保が図られること
- iii 人と自然の触れ合いが保たれ、地域の景観や歴史的文化遺産の保全などが図られること
- iv 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の促進
- v 市民等、事業者、市が協働して環境の創造と保全に取り組める仕組み作りを推進すること
- vi 地球環境保全が推進されること
- vii 環境に関する教育、学習の推進

- ②『基本計画』とは、環境施策について具体的にどのように取り組んで行くかを書いた計画書です。計画書を作る際には、環境審議会や市民等の意見聴取を行ないます。
- ③『基本施策』には、水や森など、環境に関する項目ごとに、どのような施策を行なうかを書いています。基本施策の内容は、以下の通りです。

基本的施策の内容

【環境への配慮】

市は、環境に配慮しながら施策を行ないます。また、事業者が環境に配慮することを推進します。

【自然とのふれあい】

多様な自然環境を保全・創造するには、自然への理解や関心を深めることが重要です。このため、市は、人と自然との触れ合いを確保できるよう努めます。

【水】

水は、私たちの生活や自然環境に欠くことのできない大切なものです。

市、市民等、事業者は、大分川の上流に位置する市として、水を汚す原因を減少させ、水の保全に努めていく必要があります。

【森林】

森林は、水を育んだり、災害を防いだり様々な役割を果たしてくれています。

森林の管理者は、森林の重要性を認識し、適地適木（立地環境に適した樹種を植える）に努めたり、間伐、再造林など森林の適正な管理を行なうことが重要です。

【温泉】

温泉は、由布市の特性的資源であることを認識し、市、市民等、事業者は、適正な活用と保全を図る必要があります。

【生物多様性】

生物は、一種のみで存在できず、多様な種類の生物が、直接・間接的につながり合って、生命の環をつくっています。

このつながりが切れると、様々な生物に影響が及ぶため、生物の生息・生育環境に配慮していく必要があります。

【予防】

市は、公害等環境上問題となる原因行為に対して、法令等に基づき、必要な規制等を行ないます。

市は、開発事業等が行なわれる際に、事業者が環境について適正に配慮することを推進します。

市は、環境の保全・創造を図るため、必要と認める場合は、事業者等と環境協定を結びます。

市は、環境に資する公共的施設の整備等を推進します。

市は、調査、監視などを行ない、環境の状況を把握していきます。

【資源の循環的利用】

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムと日常の生活様式の変化が、廃棄物問題や地球温暖化などの地球環境問題を引き起こす原因であることから、市、市民等、事業者は、資源の循環的利用を推進していく必要があります。

【環境学習】

市民等、事業者が環境に関する学習を通して、環境への理解を深めることで、環境への様々な取り組みにつながっていくと考えられることから、市は、環境学習を推進します。

【仕組みづくり】

市は、知識の普及、情報の提供など、市民等、事業者の環境活動を促進する施策を行ないます。

市、市民等、事業者は、協働して環境の保全・創造に取り組むことが重要です。

市は、財政状況を考慮しながら、環境施策の実行に必要な財政措置を講じていきます。

【地球環境保全】

地球環境問題は、日常の生活や事業から起因していることから、市、市民等、事業者は、協働して地球環境保全に取りくむことが重要です。

【第3章 環境審議会】

『環境審議会』は、市長の諮問に対し答申を行なう機関です。

環境基本計画など環境に関する事項について審議をします。

【第4章 施策の推進体制の整備】

市は、市民等、事業者と協働し施策を積極的に推進していきます。

広域的な取り組みが必要な場合は、国、他の地方公共団体と連携していきます。

【お問い合わせ先】 由布市役所環境課（湯布院庁舎）

〒879-5192 由布市湯布院町川上3738-1

0977-84-3111